

令和2年3月30日

審査庁

安芸高田市市長 浜田 一義 様

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会
会 長 原 田 武 彦

安芸高田市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

安芸高田市が令和元年11月14日付けで行った行政文書一部公開決定処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

安芸高田市長（以下「実施機関」という。）が令和元年11月14日付けで行った行政文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、個人及び法人の印影、資格取得者の生年月日並びに貸主の住所及び氏名を除く部分は公開すべきである。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年10月31日付けで、安芸高田市情報公開条例（平成16年安芸高田市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和元年10月1日以降における屋外広告物の継続申請に係る資料」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る公文書を「屋外広告物許可申請書」、「屋外広告物安全点検報告書」、「屋外広告士合格者証」、「屋外広告物設置者等の住所・氏名変更届」及び「看板設置承諾書」（以下、これらを「本件文書」という。）と特定した上で、次の部分を条例第7条第1号及び第2号アに該当する非公開情報として、本件決定を行った。

ア 「屋外広告物許可申請書」のうち、管理者及び工事施工者の住所、氏名、電話番号及び印影

イ 「屋外広告物安全点検報告書」のうち、管理者（点検者）の住所、氏名、電話番号及び印影

ウ 「屋外広告士合格者証」のうち、資格取得者の氏名、生年月日、合格番号及び合格年月日並びに登録試験機関の印影

エ 「屋外広告物設置者等の住所・氏名変更届」のうち、届出者の印影

オ 「看板設置承諾書」のうち、貸主の住所、氏名及び印影

(3) 審査請求人は、令和元年12月1日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 管理者及び工事施工者並びに資格取得者に関する情報について

ア 屋外広告物法（昭和24年法律189号。以下「法」という。）及び広島県屋外広告物条例（昭和24年広島県条例第72号。以下「県条例」という。）に基づき、屋外広告業を営む者は、登録を受けた上で営業所ごとに業務主任者を選任しなければならない。一定の基準以上の広告物・掲示物件を設置する広告主は、専門的知識

を有する国家資格者を管理者として選任しなければならない。

イ したがって、有資格者であることを条件とする管理者及び当該資格の取得状況の情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報又は従業員が権限に基づいて当該法人のために行う契約の締結等に関する情報若しくは法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報に該当するため、公開すべき情報であると考えられ、これらを条例第 7 条第 1 号に該当する個人情報に当たるとして非公開としたことは、違法である。

ウ 管理者及び工事施工者の情報が屋外広告物の申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）の取引先事業者の情報である場合においても、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の蓋然性が客観的に認められる程度の事実が実施機関において示されておらず、管理者及び工事施工者の情報を条例第 7 条第 2 号アに該当し非公開としたことは、違法又は不当である。

エ また、本件文書が、本人又は委任を受けた行政書士以外の者により作成され、提出された場合、申請としての要件を欠くものとなるため、そもそも保護すべき利益に当たらないと考える。

(2) 貸主に関する情報について

貸主とは、賃貸業を営む法人又は個人事業主と考えられることから、法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報として公開すべきであり、条例第 7 条第 1 号に該当する個人情報に当たるとして非公開としたことは、違法である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 管理者及び工事施工者に関する情報について

ア 申請事業者の取引先事業者に関する情報である場合、これを公開することにより、その受委託状況及びその方法について、不必要な圧力が加わること等、当該申請事業者及び取引先事業者の正当な事業活動を損なうおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号アを適用し、非公開とした。

イ また、当該部分の情報が申請事業者の従業員に関する情報である場合、個人の勤務先に関する情報に該当し、かつ、条例第 7 条第 1 号ただし書きイによる「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たらないため、これらを非公開とした。

(2) 資格取得者及び貸主に関する情報について

個人に関する情報であるため、条例第 7 条第 1 項により非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 管理者の条例第 7 条第 1 号及び第 2 号ア該当性について

当審査会において、本件文書を見分したところ、当該箇所には申請者（屋外広告

物の設置者等)の従業員又は屋外広告物に管理について当該申請者の委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)の住所、電話番号及び氏名が記載されていた。

一般的に、企業の従業員に関する情報及び個人の勤務先に関する情報は、社会的な地位、活動等に関する情報として、保護されるべき個人情報と解される。

しかしながら、本件においては、屋外広告物の設置及びそれに伴う管理業務について、景観保全、公衆に対する危害防止等の観点から、法及び県条例によって資格を有した管理者の選任が義務付けられていることを考慮すると、当該箇所に記載の情報が外形上個人の氏名等であったとしても、当該情報が事業に関する情報であることは明らかであり、かつ、偶然的にその業務に従事しているとも考えにくいことから、条例第7条第1項により、個人情報であることを理由に非公開とすることについて、合理性があると認めることはできない。よって、以下、条例第7条第2号アの該当性について検討し、判断することとする。

実施機関は、条例第7条第2号アを適用した理由として、申請者、管理者等に対する受委託の状況、管理状況等に対する問い合わせ及び苦情が発生するおそれがあると主張している。

この点、屋外広告物の設置許可、管理等の業務が公共性を持ち、公的な資格及び規制の中で行われていることを考慮すると、問い合わせ及び苦情への対応は、申請者、管理者等の業務の範囲であると考えられ、氏名及び連絡先が公開されたとしても、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは思われない。

ただし、印影については、公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できず、また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

したがって、これらの情報については、印影を除いて、条例第7条第1号及び第2号アにいずれにも該当しないため、公開すべきであると判断する。

(2) 資格取得者の条例第7条第1号該当性について

当審査会において、本件文書を見分したところ、当該箇所には、管理者と同一の人物の氏名、生年月日、合格番号及び合格年月日が記載されていた。

よって、5(1)の判断を踏襲し、資格所得者の氏名については公開するべきものとした上で、その他の非公開情報について、条例第7条第1項の該当性を検討する。同項の該当性によって検討する理由は、当該情報が記載された「屋外広告士合格者証」が、本件文書のうち添付資料に当たり、本来は資格取得者本人によって管理されるべきものであると解されるためである。

なお、登録試験機関の印影については、5(1)で述べたとおり、条例第7条第2号アにより非公開とすべき情報である。

「屋外広告士合格者証」において、合格番号及び合格年月日は、氏名と一体性のある情報であると考えられ、かつ、当該人物が有資格者であるという事実を補充するものに過ぎない。つまり、既に資格取得者の氏名が明らかである以上は、これを

公開することが、別段、当該資格取得者のプライバシーを侵害するとは考えにくく、公開しても差支えが無い情報であると考えられる。

しかしながら、生年月日については、資格とは無関係の個人情報であるため、これをみだりに公開する必要性はなく、実施機関において非公開としたことは適切であったと考える。

したがって、これらの情報については、生年月日及び印影を除いて、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号アにいずれにも該当しないため、公開すべきであると判断する。

(3) 工事施工者の条例第 7 条第 2 号ア該当性について

当審査会において、本件文書を見分したところ、当該箇所には受託者の住所、電話番号、氏名及び広島県による屋外広告業の登録番号が記載されていた。

前述のとおり、屋外広告業は、法及び県条例に基づく登録制を採用しており、県条例第 32 条及び広島県屋外広告物に関する規則（昭和 39 年広島県規則第 76 号）第 25 条によれば、登録を受けた事業者は、営業所ごとに業務主任者を選任し、掲示することが義務付けられている。

つまり、工事施工者の箇所に記載される情報は、広島県の登録を受けた事業者の代表権を有する者又は営業所等で資格、権限等に基づいて業務を行う者の情報である可能性が極めて高いといえる。

5（1）で述べたとおり、屋外広告物の設置、管理等の業務が公共性を持ち、公的な資格及び規制の中で行われていることを考慮すると、当該事業者の氏名及び連絡先が公開されたとしても、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、これらの情報については、条例第 7 条第 2 号アに該当しないため、公開すべきであると判断する。

(4) 貸主の条例第 7 条第 1 号及び第 2 号ア該当性について

当審査会において、本件文書を見分したところ、当該箇所には、個人の氏名、住所及び印影と認識できる情報が記載されていた。

一般的に貸借の形態は様々であり、それが事業としての実態を持つか否かは、当該貸借の反復継続性、あるいは有償、無償の別により判断すべきものであると考えられる。

しかしながら、実施機関において、「看板設置承諾書」の外形上、これらを判断することは困難であったと考えられ、当該貸主が事業を営む個人であるとの確証が持てない中で、当該情報を個人情報と捉えて非公開としたことは、不合理とまではいえない。

したがって、これらの情報を、条例第 7 条第 1 号に該当するとして非公開としたことは適当であったと判断する。

(5) その他

審査請求人において、本件文書の作成過程及び提出方法における違法性に関する主張が述べられているが、本件文書に対する事実関係については、憶測の域を出ず

不確定なものとは判断せざるを得ないため、あくまで現状において客観的に確証の持てる情報に基づいて、上記の検討及び判断を行った。なお、当該事実関係に関する検討は、本審査会の所掌を超えたものであるため、行わない。

6. 結論

以上を踏まえ、1記載のとおり、判断する。

7. 審議等の経過

年月日	処理内容
令和元年12月9日	実施機関から諮問書の受理
令和元年12月25日	反論書の受理
令和2年1月7日	第1回審議（論点整理）
令和2年2月4日	審査会から実施機関への質問書の送付
令和2年2月12日	実施機関から回答書の受理
令和2年2月18日	審査請求人から意見書の受理
令和2年2月25日	審査請求人から反論書2の受理
令和2年2月27日	第2回審議（答申検討）
令和2年3月30日	答申

令和2年3月30日

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会

原田 武彦

住元 一夫

宮畑 加奈子

小川 仁士

大下 典子

石田 雅春